

# 装具外来

## そもそも 装具 とは…??

病気やケガなどにより手や足、腰や首など体の部位に痛み、損傷、麻痺等が生じた時に、治療や症状の軽減を目的として装着する器具です。また、治療、リハビリ、日常生活の補助等の目的で使用するものや、予防や矯正を目的とするものもあります。

当院の装具外来では主に足の装具の対応をしています。



## 当院 装具外来について

装具は身体機能・生活環境の変化に伴い不適合となることや、装具自体の劣化・破損が生じることがあります。不適切な状態での使用が続けば二次的な障害にも繋がるため、装具作製後のフォローアップは必要不可欠となります。そこで、当院では2018年11月より装具外来を開設しました。

診察は毎週金曜日の10:00から行い、リハビリテーション医、理学療法士、義肢装具士で対応しています。診察内容としては、装具の適合状態・破損有無の確認の他、足の麻痺や硬さ、こわばりなどの足部評価。また、歩行評価として「歩行分析装置(Gait Judge System)」を用いて筋電図測定も行っています。その後、状態に合わせた装具の調整・修理、必要時更生用装具の作製を進めています。また、自主トレーニング・生活指導の提案やポツリヌス外来への紹介、医療・介護サービスでのリハビリ機会を提案することもあります。



## どんな時に受診が必要な…??

- ・ 足が赤くなる、傷ができる、痛みがでる
- ・ 装具が合わなくなった  
(きつくなった・ゆるくなった、装具の中でかかとが浮くようになった、指が曲がってしまう)
- ・ ベルトがつかない、切れそう
- ・ 装具の劣化 (ひび割れ、金具の緩み、異音)

※ 上記以外でも何かお困り事あればご相談ください。

## こうせいよう 更生用装具って?

装具は大きく分けて、“治療用装具”と“更生用装具”の2つに分かれます。治療用装具は疾患を患い、回復過程で医師が必要と判断した際に医療保険で作製されます。

更生用装具とは、身体状況が落ち着き、症状固定後の日常生活向上を目的とした装具であり、障害者総合支援法にて作製します。身体障害者手帳をお持ちの方は、原則として費用の1割を負担することで補装具費の支給を受けることができます。



パシフィックサプライ株式会社 HP より引用

## 歩行分析装置(Gait Judge System) について

表紙の写真は歩行分析装置(Gait Judge System)を使用して歩行評価を行う様子です。測定用の装具を着けた状態で歩行、その様子を撮影し、測定します。

これは歩行時の動画・足関節角度・足関節が発揮する力(トルク)・歩行時の筋肉の働き(筋電図)など、データをリアルタイムで表示・解析できるツールです。

従来歩行の評価は目視にて行われてきましたが、この装置により歩行に必要な筋肉の働きを計測し、より良い歩行の分析が可能となりました。

当院装具外来では、データを元に経時的変化の確認、患者さまへのフィードバックに活用しています。



## 装具外来診療日・連絡先

診療日：金曜日 10:00 ~ (予約制)

予約受付：平日 9:00 ~ 17:00

☎ 0235-78-7511

山形県鶴岡市上山添字神明前38

鶴岡協立リハビリテーション病院 装具外来